

奈良市民間保育所設置認可基準

制 定 平成24年 2月21日 (子ども未来部長専決)

(目的)

第1条 この基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所（以下「保育所」という。）の設置認可（以下「設置認可」という。）について、奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「最低基準」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、設置認可の適正化並びに円滑化を図ることを目的とする。

(認可要件)

第2条 保育所の設置認可については、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 立地条件

保育所の立地については、次の条件に適合することとする。

- (1) 保育所を設置することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。
- (2) 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。

2 設置経営主体

保育所を設置し、経営する者（以下、「設置経営主体」という。）は、法人とする。ただし、設置経営主体が社会福祉法人以外の場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 学校法人の場合 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3（3）②
- (2) 社会福祉法人及び学校法人以外の場合 「保育所の設置認可等について」第1の3（3）①及び②

3 名称

保育所の名称は、次の条件に適合することとする。

- (1) 公序良俗に反しないものであること。
- (2) 市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設又は幼稚園に同一又は紛らわしいものがないこと。

4 定員

(1) 定員

保育所の定員は20人以上とすることとする。

(2) 年齢別受入児童数

ア 保育所に受け入れる対象は、就学前の児童とし、年齢別の受入児童数は、各年齢同等数か、年齢が長じるとともに増すこととする。

イ 年齢別受入児童数については、地域の保育需要を考慮の上、建物、設備及び職員配置に関するこの基準を遵守し、定めることとする。

ウ 年齢別受入児童数は、各年度の保育需要に合わせて、この基準を下回らない範囲内で弾力的に運用することとする。ただし、翌年度当初の児童数に留意することとする。

(3) 定員の弾力化

保育所の児童の受け入れは、定員の範囲内を基本とする。ただし、この基準に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内において、定員を超えて受け入れることができることとする。なお、連続する過去の5年度において常に定員を超えており、かつ、当該各年度の平均入所率（当該年度内における各月の初日の入所人員の合計数を各月の初日の定員の合計数で除した割合をいう。）が120%以上である場合には、定員の見直しを検討することとする。

5 構造及び設備

保育所の構造及び設備は、最低基準、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及びその他法令に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮したものとし、次に掲げる基準によることとする。

- (1) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳児1人当たり3.3㎡（有効内法面積）以上、1歳児1人当たり3.3㎡（有効内法面積）以上を確保すること。
- (2) 乳児用設備として、調理室以外の場所に調乳室及び沐浴室を設けること。
- (3) 静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。ただし、カーテン等で区画できる場合は、事務室等と兼用できることとする。
- (4) 調理室の衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づくこと。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳児以上の児童1人当たり1.98㎡（有効内法面積）以上を確保すること。
- (6) 屋外遊戯場は、2歳児以上の児童1人当たり3.3㎡（児童が実際に遊戯でき、屋根等がかかっていないこと）以上の面積を保育所と同一敷地内に設けること。

6 職員

保育所には施設長、保育士、調理員及び嘱託医を置くこととし、配置等は、次の基準によること。

- (1) 施設長（児童福祉法施行規則第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当る幹部職員）

保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、常時その施設の運営管理業務に専従することができる者で、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 児童福祉事業等に2年以上従事した者であること。

イ 公的機関が実施する保育所長等研修を受講し、修了した者であること。

ウ 夜間保育所の施設長にあつては、保育士の資格を有する者であること。

- (2) 保育士

保育士の配置は、最低基準及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）（以下「留意事項」という。）別紙2Ⅱ1（2）（ア）によることとする。

- (3) 調理員等

調理員、非常勤事務職員、嘱託医及び嘱託歯科医の配置は、最低基準及び留意事項別紙2Ⅱ1（2）（イ）によることとする。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定められた要件を満たし、給食業務の全てを委託する施設については、アの規定にかかわらず、調理員を置かないことができることとする。

7 開所時間について

保育所の開所時間は、1日につき連続した11時間以上とすること。

8 休所日

保育所の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、休日保育を実施する保育所はこの限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

（土地・建物）

第3条 土地・建物については、次に掲げる要件を満たすこと。

1 土地

- (1) 設置予定地が市街化調整区域である場合、都市計画法上の開発許可の見込みがあること。

- (2) 設置予定地が農地である場合、農地転用許可の見込みがあること。
- (3) 設置予定土地に、原則として抵当権等の制限物権が設定されていないこと。

2 建物

- (1) 既存建物を利用する場合、耐震性に問題がないこと。
- (2) 既存建物を利用する場合、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等が不使用、又は除去等の措置済みであること。
- (3) 設置予定建物に、原則として抵当権等の制限物権が設定されていないこと。

(不動産の貸与)

第4条 保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号局長通知）によるものとする。

(設置認可のための審査)

第5条 保育所の設置認可を行うに際しては、保育所の設置・運営主体となる事業者について、「奈良市附属機関設置条例」（平成27年奈良市条例第1号）及び「奈良市民間保育所等選考審査委員会規則」（平成27年奈良市規則第29号）に規定される「奈良市民間保育所等選考審査委員会」における、設置運営主体の経営能力、設置予定場所周辺の環境、交通利便性、保育内容等を総合的に勘案した審査等を経るものとする。

附 則

この基準は、平成24年 2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年 6月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。